

廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する 周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（概要）

背景

廃棄物の集積・貯蔵又は多数の動物に対する給餌・給水に起因する悪臭等によって
周辺の生活環境の保全上の支障が生じている

⇒ 現行法上、廃棄物処理法は主に事業者を対象とし、動物愛護法は動物の飼養・保管に
起因する悪臭等によって周辺の生活環境の保全上の支障が生じた場合を対象としている

⇒ そこで、本法案は、これらの法律の対象とされていない部分について、措置を講ずるもの

責務

○自ら占有・管理する土地・建物における廃棄物の集積・貯蔵

○多数の動物に対して行う給餌・給水

⇒これらに起因する周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせてはならない

勧告等

周辺の生活環境
が損なわれている
事態の発生

勧告

公表
命令

行政代執行法に
基づく代執行

審議会等の意見の聴取（必要がある場合）

立入調査（必要がある場合）

※勧告等の主体・・・廃棄物については市町村長、動物に対する給餌・給水については都道府県知事
※命令に違反した場合、立入調査を拒んだ場合等について罰則あり

支援等

①廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせている者
等に対する支援

周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせている者（又は生じさせるおそれがある者）に
対し、必要な指導を行うとともに、必要があると認めるときは、その住居の清掃に要する費用
の補助、廃棄物の適正な処理に関する助言その他の支援を行う

②財政上の措置

国は、都道府県及び市町村が①の支援を行うために必要な財政上の措置を講ずるよう
努めるものとする

周辺地域における住民の生活環境の保全